



桐生市過疎地域持続的発展計画（案）の意見提出手続 （パブリックコメント）を実施します

過疎地域において総合的な対策を推進していくための「桐生市過疎地域持続的発展計画（案）」について、市民の皆様からの御意見を募集します。

- 期 間 令和3年7月1日（木）～7月30日（金）
- 配布場所 桐生市役所3階企画課・2階市民相談情報課、新里支所、黒保根支所
- 応募資格
 - ・市内に住所を有する個人
 - ・市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体
 - ・市内の事務所又は事業所に勤務する人
 - ・市内の学校に在学する人
 - ・この手続きに利害関係を有する個人、法人、その他の団体

■ 提出方法

住所、氏名、電話番号及び案に対する意見を記入し、次のいずれかの方法で提出

- (1) 直接提出・・・桐生市役所3階企画課へ提出してください（土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）。
- (2) 郵送・・・〒376-8501 桐生市役所企画課あて
- (3) ファクシミリ・・・0277-43-1001
- (4) 電子メール・・・kikaku@city.kiryu.lg.jp

※ 電話や窓口での口頭による御意見は受け付けません。

■ 内 容

黒保根地区（平成の合併前の旧黒保根村）では、過疎地域自立促進特別措置法において過疎地域の指定を受け、急激な人口減少に歯止めをかけるため、「桐生市過疎地域自立促進計画」に基づき総合的に対策を実施してきましたが、「桐生市過疎地域自立促進計画」については令和2年度末をもって計画期間が終了しました。また、令和3年4月1日に施行されました過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において過疎地域の指定要件の見直しが行われ、桐生地区（平成の合併前の旧桐生市）と黒保根地区が過疎地域に指定されまし

た。

このため、本市では、令和3年度から令和7年度までを計画期間とし、桐生地区と黒保根地区を対象地区とする「桐生市過疎地域持続的発展計画」の策定作業を進めてきました。このたび、本計画について行政案がまとまりましたので、市民の皆様の意見を反映するため意見提出手続（パブリックコメント）を実施します。

※詳しくは、桐生市ホームページ

<http://www.city.kiryu.lg.jp/shisei/sanka/publiccomment/>をご覧ください。



問い合わせ
共創企画部企画課企画戦略担当
担当 金子・島田・日浦
TEL 0277-46-1111 (内線524)